

平成23年4月  
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

## 平成23年4月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成23年4月7日（木） 午後3時00分 開議
- 2 場 所 教育センター 第2研修室
- 3 日 程
  - 1 開会
  - 2 会期の決定
  - 3 議事日程の決定
  - 4 会議録署名委員の指名
  - 5 議案第3号 市川市教育委員会事務局設置並びに組織規則及び市川市教育委員会公印規則の一部改正について  
議案第4号 市川市教育委員会事務局並びに教育機関等処務規程及び市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正について  
議案第5号 市川市私立幼稚園幼児教育振興費補助金交付規則の一部改正について  
議案第6号 市川市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について
  - 6 その他
    - (1) 平成23年2月市議会定例会について
    - (2) 市川市立小中学校通学区域審議会からの答申について
    - (3) 義務教育課新設班について
    - (4) 平成23年度学校給食について
    - (5) 平成23年度市川市還暦式について
  - 7 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
  - 1 議案第3号 市川市教育委員会事務局設置並びに組織規則及び市川市教育委員会公印規則の一部改正について  
議案第4号 市川市教育委員会事務局並びに教育機関等処務規程及び市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正について  
議案第5号 市川市私立幼稚園幼児教育振興費補助金交付規則の一部改正について  
議案第6号 市川市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について
  - 2 その他
    - (1) 平成23年2月市議会定例会について

- (2) 市川市立小中学校通学区域審議会からの答申について
- (3) 義務教育課新設班について
- (4) 平成23年度学校給食について
- (5) 平成23年度市川市還暦式について

5 出席委員      吉岡 博之  
                  五十嵐 美美子  
                  中村 ふじ江  
                  内田 茂男  
                  田中 庸惠

6 欠席委員      宇田川 進

7 出席職員、職・氏名

教育次長	岡本 博美	教育総務部長	下川 幸次
学校教育部長	古山 弘志	生涯学習部長	倉橋 常孝
教育総務部次長	高坂 哲	学校教育部次長	藤間 博之
生涯学習部次長	角来 富美枝	教育政策課長	大野 英也
人事福利担当室長	竹中 秀成	就学支援課長	高橋 まゆみ
教育施設課長	金子 登志夫	義務教育課長	赤石 欣弥
指導課長	押田 敏郎	保健体育課長	水嶋 雅
教育センター所長	平山 淳子	生涯学習振興課長	丸山 賢治
地域教育課長	鈴木 栄司	青少年育成課長	安部 幸弘
公民館センター長	齋藤 忠昭	中央図書館長	松本 雅貴
考古博物館長	新木 等	自然博物館長	宮田 明吉

8 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主幹 山田 浩一
"	副主幹 近藤 孝子
"	副主幹 宮内由美子
"	主査 吉成 悟

○ 吉岡職務代理者

本日は宇田川委員長が不在のため、私が委員長の職務を務めます。よろしくお願いします。ただいまから、平成23年4月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは、日程に従い議事を進めます。まず、会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は職務代理、五十嵐委員、中村委員を指名いたします。続きまして、議事5議案に入れます。議案第3号 市川市教育委員会事務局設置並びに組織規則及び市川市教育委員会公印規則の一部改正についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

議事日程の1ページをごらんください。まず、今回これらの規則の一部改正をすることといたしました理由でございます。中央公民館菅野分館の移設に伴い、施設を拡充し同分館を菅野公民館として平成23年4月15日から供用開始することを内容とする市川市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正が平成23年2月市議会定例会において可決されたところでございます。これに伴いまして、菅野公民館を教育機関に位置づけるとともに、同館において用いる公印を既存の公民館と同様に定める必要がございますため、これらの規則を一部改正するものでございます。続きまして、主な改正内容をご説明いたします。議事日程4ページ、新旧対照表をごらんください。まず、市川市教育委員会事務局設置並びに組織規則の一部改正についてでございます。改正後の第3条第3項をごらんください。菅野公民館を教育機関に位置づけるため、教育機関に菅野公民館を加えるものでございます。続きまして、市川市教育委員会公印規則の一部改正についてでございます。改正後の別表をごらんください。菅野公民館において用いる公民館及び館長之印を加えるものでございます。最後に施行期日についてご説明いたします。戻つていただきまして議事日程3ページ、改正文の附則をごらんください。この規則の施行期日、すなわちこの規則の改正後の組織規則及び公印規則の適用日について定めるものでございます。この施行期日につきましては菅野公民館の供用開始日に合わせ、平成23年4月15日とするものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○ 吉岡職務代理者

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようでの、議案第3号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 吉岡職務代理者

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第4号 市川市教育委員会事務局並びに教育機関等処務規程及び市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

議事日程の6ページをごらんください。まず、今回これらの規程の一部を改正することといたしました理由でございます。先ほどの議案第3号の規則改正においてご説明いたしましたとおり、平成23年4月15日に菅野公民館の供用を開始するに伴いまして、菅野公民館の事務分掌を定めるとともに、公民館に館長を置く旨規定しております社会教育法第27条第1項の規定に基づきまして同館に館長を置く必要がございますほか、条文の整備を行う必要がございますことから、これらの規則の一部を改正するものでございます。続きまして、改正内容についてご説明申し上げます。議事日程8ページをお願いいたします。新旧対照表でございますが、まず、市川市教育委員会事務局並びに教育機関等処務規程の一部改正についてでございます。改正後の第2条第1項をごらんください。菅野公民館の事務分掌を加えるものでございまして、具体的には同館の事務分掌を他の公民館と同様に「社会教育法に基づく事業等の実施に関すること。」とするものでございます。次に改正後の第5条でございます。菅野公民館に館長の職を置くことを定めるものでございます。続きまして、市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正についてでございます。9ページの改正後の第2条をごらんください。ただいまご説明いたしましたとおり、菅野公民館に館長の職を置くことに伴いまして、館長の定義に「、菅野公民館長」を加える条文の整備を行うものでございます。最後に施行期日についてご説明申し上げます。7ページ改正文の附則をごらんください。施行期日につきましては菅野公民館の供用開始日に合わせ、平成23年4月15日とするものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○ 吉岡職務代理者

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第4号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 吉岡職務代理者

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第5号 市川市私立幼稚園児教育振興費補助金交付規則の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 就学支援課長

議事日程の10ページから11ページをごらんください。この補助金は幼児教育の振興に資するため、私立幼稚園の設置者に対し、私立幼稚園幼児教育振興費補助金として教材の購入、教員の研修、障害児の指導、預かり保育及び施設設備等の整備に要する費用に対し交付しているものでございます。今回はこの補助金のうち、預かり保育に係る補助対象事業について、他の補助を受ける場合にこの規則による補助金の交付が受けられないことを明確にするとともに、教材費に関する公立・私立幼稚園の公費負担額の格差是正を図るため、補助金額の見直しについて提案するものでございます。改正内容につきましては、議事日程の12ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第3条第2項に対象事業の預かり保育に対し、本市から他の補助金を受ける場合に交付しない条文を追加いたしました。また、別表の補助対象事業、教材の購入について、補助金の額を園児1人当たりの単価を1,600円から1,700円に引き上げるとともに、預かり保育について補助金の額の項目に保育士を加え、「又は助教諭」を「、助教諭又は保育士」に改めたものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議お願ひいたします。

○ 吉岡職務代理者

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 内田委員

園児1人当たり補助金の金額を100円引き上げるという理由はどういうことなのでしょうか。

○ 就学支援課長

1,600円から1,700円の100円の根拠でございますが、公立幼稚園に対して出している額により近づけるということで、1,700円に今回させていただいたものです。

○ 五十嵐委員

公立幼稚園は幾らですか。

○ 就学支援課長

2,000円に少し欠けるくらいの金額でございまして、2,000円まではいかないのですが、1,600円と2,000円の間で協議を重ねた結果、今回1,700円で計上させていただいたところです。

○ 吉岡職務代理者

内田委員よろしいですか。

○ 内田委員

結構です。

○ 吉岡職務代理者

他に質疑がないようですので、議案第5号を採決いたします。ご異議はございませんか。

- 他の委員  
異議なし。
- 吉岡職務代理者  
異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第6号 市川市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。
- 教育センター所長  
資料は13ページから16ページでございます。提案の理由といたしましては、市川市心身障害児就学指導委員会条例第4条で定めるように、専門医師6名、学識経験者3名、特別支援教育関係者4名の合計13名を委嘱するものであります。なお、昨年度から引き続き委嘱する方が7名、今年度より新規委嘱する方が6名、女性の割合は13名中3名で約23%となっております。よろしくご審議お願いいいたします。
- 吉岡職務代理者  
以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。
- 五十嵐委員  
個人的にどうのこうのというわけではなく、それぞれ申し分ないと思うのですが、例えば2号委員の関係者のところで、柏井小の校長と妙典小の教頭で、どちらも設置校ではなく、それぞれ教頭会の代表、校長会の代表ということで、どちらかが設置校という配慮とか、かえって設置校でないほうがいいのか、その辺の理由はありますか。
- 教育センター所長  
校長会、教頭会から選んでいただいております。教頭会のほうでは副会長ということで来てています。私どもといたしましては、設置校の教頭先生、校長先生がよろしいかと思って、これからまたお話をします。ただ、戸部先生につきましてはずっと就学指導委員会にかかわっていただいておりまして、昨年度は副委員長という役職もございましたので申し分ないと思っております。
- 五十嵐委員  
軽度発達障害の子どもたちの進路確定について大いに意味があるので、できれば通常と設置校とお二方、どちらかいらっしゃるといいのではないかと思います。
- 内田委員  
今お話を聞いていると、第2号委員と第3号委員は性格が違うのですよね。第2号委員は学識経験者として関係のある人、それから第3号委員がむしろ実際にかかわっている学校の方というように私は見ましたけれども、そういう解釈でよろしいのでしょうか。
- 教育センター所長

そのとおりでございます。

○ 吉岡職務代理者

他に質疑がないようですので、議案第6号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 吉岡職務代理者

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、その他に入ります。(1)平成23年2月市議会定例会についてを説明してください。

○ 教育次長

資料につきましては、17ページから21ページまでございます。順次、説明いたします。まず、会期につきましては、休会を挟みまして平成23年2月17日から3月18日まで約1カ月でございましたが、3月11日の地震の発生後は休会となりました。その後開くことができずに期限切れで閉会という流れになっております。ですから、ご説明は閉会までというよりは地震発生までの説明になります。教育委員会にかかわります議案の質疑及び委員会付託の内容の主なものにつきましては、市長の施政方針、23年度の予算、教育委員任命の同意に関するものがございました。資料の17ページ、18ページをごらんいただきたいと思いますが、この枠内には施政方針の中から教育委員会関連のものを抜粋して記載してございます。長いのでご説明は控えますが、学校給食から始めまして、学力向上とかメディアパーク、あるいは北下遺跡等を書いてございます。18ページ、19ページをごらんいただきたいと思いますが、こちらには、作成いたしました答弁内容を簡単にまとめてございます。①の学校給食から始まりまして、19ページの⑭のサーバー等のところまでございます。特に①の学校給食については、今後も議会等でいろいろご質問があるかと思いますし、それから⑪の菅野公民館は4月15日の供用開始に向けて今準備中でございます。残りの説明については省略させていただきます。19ページの(3)のその他の議案質疑のところでございますが、ここで23年度の予算が決定しております。一般会計予算で1,326億円、そのうち教育費は145億7,100万円でございます。前年度から若干減となって5.2%ということでございます。続きまして、資料20ページ、21ページをごらんください。ここは一般質問でございますが、教育委員会関係の質問者は12名でございました。通告書を抜粋してここには掲載しております。なお、震災の関係で通告番号9番の宮本均議員以降につきましては、休会のため質疑されておりません。したがいまして、質疑のありました4番目のプリティ長嶋議員と5番目の守屋貴子議員についてご説明いたします。まず、プリティ長嶋議員のアの学校におけるCPR、心肺蘇生の取り組みと推進につきましては、教職員の

意識の高揚とスキルを今後も高めることが大切であり、それから児童生徒については新学習指導要領の内容を踏まえまして、発達段階に応じた指導を行っているということを説明してございます。また、イの命を大切にする教育については、現在、保健、道徳、理科あるいは人権教育の中で取り組んでおりまして、実際にその場でためらうことなくCPRや、突発的な危機に対応するBLSができるような指導も含めまして、学校教育活動全体を通して推進していくことを説明いたしました。次に守屋議員でございます。アの第3子保育料無料化の経緯でございますが、何回かご説明をしてあると思いますが、平成18年の保育園の保育料の第3子無料化を受けまして、教育のほうでも平成19年度に幼稚園においても多子世帯の経済的な負担の軽減と幼児教育の拡充を図るということで制度化したものでございます。また、保育園との制度の大きな違いは、幼稚園では所得制限を設けております。したがいまして、保育園はかなりの対象者がいらっしゃいますが、幼稚園の場合は私立幼稚園で3%から4%程度、公立幼稚園でも0.3%から0.6%程度の対象者となっております。また、イの今後の方向性についてでございますが、現在こども部でこの3子目無料化に関しましては、国の制度の変更を受けまして、市川市としても制度の変更をしていこうということで検討に入っております。したがいまして、教育委員会といたしましても、それらの制度の動向を見ながら我々も検討を図っていくというふうに考えております。以上2点でございますが、そのほかのご質問の中に、我々のほうでも課題としてとらえている部分がありますので、そこを2点説明いたしますが、12番の堀越議員です。ここは発達障害児教育ということでご質問を受けております。これにつきましては、ソフト面、ハード面の両面からの検討がこれからも必要と考えております。それから23番のかつまた議員でございますが、公立幼稚園の統廃合についてご質問をする予定がありました。これにつきましては、9月議会に向けて稲荷木幼稚園の廃園について手続を進めていこうと考えておりますので、今後もご質問を受けて、それらの手続を進めながらお答えをしてまいりようと考えております。以上でございます。

○ 吉岡職務代理者

ありがとうございました。次長、私のほうからちょっと教えてください。19ページの下の今度の予算のことです。前年比が5.2%減とありますけれども、一般会計の予算の前年度比はどうなっているのですか。

○ 教育次長

確かな数値は記憶していませんが、一般会計全体としては数%伸びております。教育委員会のほうは、耐震とか大きな事業等があったものが動くことによってこれらの数値が動くと考えていただければいいと思います。ですから、今後、実際に工事が始まる四中とか五中とかが動き出しますと、ここがまた教育委員会の費用としてはふえていくことになります。

○ 吉岡職務代理者

わかりました。もう一つよろしいですか。この議員の説明の9から後ずっと最後まで議会は行われていないわけですね。これはいつかまたやるわけですか。

○ 教育次長

こちらにつきましては、この議会がこれで閉会しておりますので、一たんはこれでもう終わってしまっているということです。ですから、また改めて次の議会あるいはその次の議会等でご質問される場合があると思います。特に、党で質問を決めている政党についてはご質問される可能性が高いと思います。

○ 吉岡職務代理者

そうすると、ここに書いてあることを紙面で説明するとかということはないわけですよね。

○ 教育次長

質疑をしておりませんので、紙面でのご説明はございません。

○ 吉岡職務代理者

次に(2)市川市立小中学校通学区域審議会からの答申についてを説明してください。

○ 義務教育課長

議事日程22ページと23ページをごらんいただきたいと思います。市川市立塩浜小学校の通学区域の変更につきまして市川市立小中学校通学区域審議会に諮問したところ、これまでに3回の審議会が開催されまして、調査及び慎重な審議を経て同審議会より答申を受けましたのでご報告させていただきます。答申内容といたしましては、通学距離と安全確保等の面から塩浜小学校の通学区域を変更することは適当ではないというものでございました。具体的な理由としては、以下の3点でございます。1点目は、通学距離の面から見ると、最も遠い南行徳3丁目では塩浜小学校までの通学距離が1kmから1.5kmとなり、通学に要する時間は大人でも三、四十分程度必要となること。2点目は、通学路の安全面から見ると、通学路に塩浜橋があり、登校時には塩浜方面から南行徳、浦安方面に向かう自転車が多く、児童の安全が保障されないこと。3点目といたしましては、南行徳4丁目のみ通学区域を変更するという方法もあるが、この地域は南行徳3丁目と南行徳4丁目で単一の自治会で形成されていることから、地域コミュニティーへの影響を考えると適切ではないこと。また、仮に通学区域を変更したとしても近隣校への指定校変更が予想されるため、塩浜小学校の児童生徒数増加につながらないこと。以上の理由から通学区域を変更することは適当ではないという結論が出されました。さらに、同審議会答申の中に、今後、塩浜小学校・中学校両校において小規模校ならではの特色ある学校づくりや、敷地が隣接している

という利点を生かした新しい教育活動を工夫並びに展開していくための支援を教育委員会に要望すること。このことにより、今後、魅力ある学校づくりが進み、両校が活性化され児童生徒数の減少に歯どめがかかる期待することがつけ加えられております。したがって、市教委といたしましても、昨年度より研究を進めておりました小中一貫教育の実施について、今後プロジェクトチームにより具体的に検討を進めてまいります。以上でございます。

○ 吉岡職務代理者

ありがとうございました。

○ 五十嵐委員

塩浜小学区なのだけれども、指定校変更でほかの学校に移っている児童は結構いるということですか。

○ 義務教育課長

塩浜小学校の新入生は、本年度は21名で、指定校変更の児童はありません。なお、塩浜小学校の卒業生で塩浜中以外の中学校に15名が指定校変更をしております。

○ 内田委員

さっきのご説明の最後のところですけれども、魅力ある学校づくりをやると児童生徒数の減少に歯どめがかかるのではないかということですが、理屈ではそういうことが考えられる。実際にそういう動き方をするものなのですかね。つまり、あそこはよい教育をしているから、あそこの学区に住所を移して子どもを通わせようということがあるのではないかということですね。「期待する」と書いてあるのですけれども、これはどういう意味なのでしょう。

○ 学校教育部長

例えば、学力向上の取り組みを進める学校づくりとか、部活動等を活性化させて特色をつくるとかというようなことが一般的には考えられますけれども、それがどれだけ効果があるかというのは、ご指摘のとおり、余り遠くから部活動を目的に来られてもあれでしょうし、バランスのいい教育課程とか学校教育活動の中でということで、実はこの文面には出てこないのですけれども、審議会の中では小中一貫校を1つつくって、そこに例えば英語の特区的なもの等を加えて、学区も全市的な学区の特例でやってとか、塩浜小・中は隣り合わせですので、そういう小中一貫校の発想を持ってやっていくことで特色づくりを考えたらどうかというような話は出ました。ただ、それはまだ現状では表に出すような中身ではないということなので、先ほどありましたけれども、今後の検討課題ということで、そういうことも視野に入れながら塩浜小・中の活性化を図っていけたらなとは思っております。

○ 内田委員

こういう場合の考え方としては、通学区域のもう少し自由化といいますか、要するによい教育をしている学校にはよい生徒たちがたくさん集まるという、経済学でいうとそういう市場メカニズムが働くようなことをやるのが、僕らは非常にいいことだと思っています。実際にはいろいろ問題がもちろんありますけれども、もしそういうことをねらうならば、通学区域の弹力的な運用が伴っていないと、ここに言われたような、あそこの教育は非常によいから生徒が集まるということにはなかなかならないのではないか。つまり政策として一貫性を欠くのではないかという気がします。

○ 学校教育部長

市川市は弹力的な学区の運用は既にやっておりまして、指定校変更という形で、本来の通学区域でない学校に選択できるというのがあります。ただ、受け入れ側の学校の施設の問題がありますので、幾つかの学校は過密状態ですので、受け入れられないという状況がございます。塩浜小・中は、小規模校のよさもあるのですけれども、どちらかというと人間関係が固定されてしまつて、クラスの中で弱い立場の子は、卒業するまでずっとそういう形の中でいくということを心配されて、先ほど義務教育課長からございましたけれども、隣の学校に指定校変更をして逃げている部分があります。そういうところで、何とかそれに歯どめがかからないかということで諮問がなされたわけですけれども、今おっしゃられたようなことで、単に学区の変更であるとか、あるいは弹力化を一層進めるとかということをやると、現状だと逃げてしまう子どもが多いのではないかという判断がございます。その中で、どうしたらいいのかというのは本当に大きな問題だというふうには認識しております。先ほど申しました小中一貫校を含めて、市全体の弹力的な通学区域の運用の検討も含めて、今年度から新たにプロジェクトを立ち上げて早急に検討していきたいなと思っています。

○ 中村委員

ということは、塩浜小、塩浜中の生徒の減少の理由は、そういう人間関係が主ということでしょうか。

○ 学校教育部長

必ずしもそうではないと思うのですけれども、実際に指定校変更の理由を見ると友達関係を挙げていて、実際にそういうことはないにしても、小規模校の塩浜に限らず稻越もそうなのですけれども、そういう不安を持っている保護者がいらっしゃるのは事実です。ただ、小規模校の中でも、それなりの魅力がある学校づくりを進めています、塩浜小・中合同で運動会、体育祭をやったりとか、そういう小中一貫とか連携とかという方向の取り組みをやっています。それには一定の評価があって、支持する保護者の方もいらっしゃるのですけれども、現実に人間関係が固定されるということとは別に心配をされている方が多いのかなとは思っています。

○ 五十嵐委員

心配していましたよね。外国人の方が20%以上を占めているという特色的ある地域も、定住するのかわからないですね。

○ 吉岡職務代理者

この学区の審議会はいつ開かれたのですか。それから、これは審議会ですから、答申と出ているときに、こちらからこういうことについて話してくれということですね。塩浜に限ってこういうことを検討してくれとここに出されたのですか。ちょっとそこら辺を教えていただければと思います。

○ 学校教育部長

まず、これにつきましては、塩浜小に限らず稻越小とか大町小とかの小規模校の問題について委員会内部でも以前から話し合いがありました。その中で、特に塩浜小・中については議会での質問がたびたびなされて、現状を何とかしろというご指摘の中で、学区の変更が一番手っ取り早いのではないかというお話があったのですけれども、そういうもろもろのことを踏まえて、昨年度初め、こういうような形で諮問させていただきますということでお諮りして、それを審議会のほうに諮問した。

○ 学校教育部次長

実質的に皆さんお集まりいただきてご審議していただいたのは3回でございましたが、最後の4回目が震災の関係で皆さん一堂にお集まりしていただけなかつたため、審議案につきましては、それぞれの委員の皆さんにお配りをしてご意見をいただきて、そこで合意形成をしていただいたということでございます。

○ 吉岡職務代理者

どうもありがとうございました。次に(3)義務教育課新設班についてを説明してください。

○ 義務教育課長

近年、教育委員会に対し、学校で起きた事件、事故等に関する多くの苦情や相談が寄せられるようになってきました。また、学校だけでは解決が難しい複雑な問題の相談も多くなりました。昨年度の例を挙げますと、生徒の自殺に対する対応を初めとして、教員の指導力や不適切な言動に関する保護者からの苦情、児童生徒同士の関係から発展した保護者間のトラブル、家庭環境を起因とした児童生徒の逸脱した粗暴な行為など、次々に起こる事件、事故等に対し校内では対処し切れない事案もあり、その際は学校教育部のそれぞれの課で、その都度対応に当たってまいりました。しかしながら、同様の案件であっても、その時々で異なる課で対応したり、複数の課にまたがっていたため調整が必要となるケースもございました。このことから学校問題に対し、スピーディーに、より効率的、効果的な対応が必要となっていました。そこで、本年度、対応に苦慮するような学校の諸問題を専門に扱う学

校問題対策班を義務教育課内に新設したところでございます。職員構成は主幹1名、副主幹2名でございます。主な仕事といたしましては、1つ、学校や保護者からの相談に応じて問題解決に向けた対処方針を提示するとともに、学校に対し指導助言を行う。2つ目といたしまして、必要に応じて専門家に意見を伺いながら問題解決に向けた具体的な指導及び連絡調整を行う。3つ目といたしまして、対応事例の集積と学校への情報提供、学校問題解決に関する研修会等を企画立案する等でございます。また、専門的な見地からのアドバイスをいただくことができるようにするため、弁護士、精神科医、カウンセラー、学識経験者など各分野の専門家を年間で委嘱する学校問題対策事業も立ち上げました。これについては、ただいま要綱の策定や人選を進めているところでございます。以上でございます。

○ 吉岡職務代理者

ありがとうございました。この新設班は、主幹と副主幹の3名で構成しているわけですか。

○ 義務教育課長

主にその3名で対応しております。

○ 吉岡職務代理者

具体的にわからないのですが、その班を新設して、それで今、義務教育課長がおっしゃった専門家の弁護士だと精神科医だとカウンセラーはどういう位置に属するのですか。

○ 義務教育課長

場合によっては、例えば特別支援教育に関するトラブル等に遭った場合には特別支援教育に造詣の深い方に相談をするとか、訴訟等にかかわっていきそうな場合には弁護士に相談しながら、よりスピーディーに対応していくといったことでございます。

○ 吉岡職務代理者

そうすると、特定の弁護士だと、特定の精神科の医師だと、特定のカウンセラーを指名しているわけではないですね。その都度いろいろな問題のことについて詳しそうな人をピックアップして、ここでいろいろ相談乗っていただくという解釈でよろしいのですか。

○ 義務教育課長

今のところ、例えば弁護士の中にも学校問題に詳しい弁護士等々もいらっしゃると思いますので、その人に主にお願いするような形を考えております。さらに、前もってお願いしておきますとすぐに対応していただけるという利点もございますので、人選については、ある程度こちらのほうから絞らせていただいて進めさせていただければと思っています。

○ 吉岡職務代理者

わかりました。

- 五十嵐委員

苦情の対応は直接的に市民とか保護者からすべてというのではなくということですか。
- 義務教育課長

基本的には学校のほうで対応できなくなったものをというふうに考えていますけれども、近年の傾向ですが、学校からよりも保護者からの直接の訴えとかも多くなっていますので、すべて学校を通してくださいとは言えないような状況でございます。
- 吉岡職務代理者

従来もあったということですね。今までは、どこの窓口でこれについてはこうしようと決めていたのですか。
- 学校教育部長

今までもそういう問題が悪化したとか大きくなったときは、義務教育課が基本的には扱っていました。ただ、窓口的なものが、生徒指導担当は指導課にあるので指導課に入りますとか、教育センターに入りましたとか、受けたところがそのまま担当しながら、途中で手に負えなくなるというか複雑化すると義務教育課にというような形だったのですけれども、窓口をその学校問題対策班に置いて、学校からもそうですし、苦情の電話等もそこに回していただければ、窓口一本ということで、その中で軽微なものは指導課の生徒指導に任せてとか、その問題は学校対策班でそのまま対応していきますよというようなことで、どちらかというと今までのやっていたことを整理して、かつ今お話しありましたけれども、外部との連携も義務教育課の対策班と外部とのさまざまな関係の方とのパイプづくりをしていってというようなイメージです。
- 吉岡職務代理者

世間で一般的に言うモンスター・ペアレンツというようなことで、本当にちょっと信じられないようなことを苦情を言ってくる人がいっぱいいるわけですよね。それで学校のほうも校長だとか教頭が非常に困っている例をよくお聞きしています。今までは義務教育課の部長のほうには困っているからということで報告は入っていたのですか。
- 学校教育部長

今までも入っておりました。そういうケースは義務教育課が主として対応するというのも、今回も基本的には同じなのですが、対応するものについても、例えば今までですと、人事の時期でも人事の仕事をしながらその問題に対応していたのですが、今度は専門にありますので、人事は人事で基本的にはそちらの担当者がやって、その問題は学校問題対策班のほうで引き受けていきますよということです。今までは同じ義務教育課のメンバーでも、こっちもやって、こっちもやってという形でしたけれども、その辺を整理した。

それからあとは予算的なところも少しいただいて、外部の専門家にいろいろご相談したり、場合よっては直接その子どもとか学校の様子を見ていただいてというようなことも考えています。

○ 吉岡職務代理者

私は個人的には大賛成なのですね。よく聞く話なのだけれども、今まで学校の校長が非常に困り、担任の先生はノイローゼみたいになってしまっています。そういうときに、校長とちょっと常識に欠けているような保護者が幾ら話し合ってもなかなか解決しない。特に親が感情的になってしまふ。だから、そういうときに第三者が入って、そこはおかしいのではないかと言ったほうが向こうに説得力あるのではないかかなと思う。こういう第三者機関はとてもいいのではないかと思います。ただ、学校関係者だけではなくて、いろいろなところが入らないとなかなか解決しない場合もありますよね。次に(4)平成23年度学校給食についてを説明してください。

○ 保健体育課長

給食関係につきまして3点、口頭にてご連絡申し上げます。まず、現在実施しております計画停電に伴う学校給食の対応についてでございますが、各学校において計画停電に応じた給食の献立の作成、食材の調達、準備ができ次第、可能な範囲で給食を開始することということで今進めております。4月18日を1つのめどとしておりますが、学校によっては数日間の開きがございます。現在調査をかけましたが、多くの学校では18日以前から開始する学校が出ておりります。約半数がそのような状況です。残りの半数が18日をめどに開始するということになっております。2点目でございます。本年度の給食費についてでございますが、先ほども教育次長からお話をありましたとおり、2月議会にて学校給食費負担軽減事業をご承認いただいたため、米を中心とした給食食材の現物支給が継続されることとなりました。したがいまして、児童生徒からの徴収額は昨年どおり据え置きとさせていただきました。1食当たり小学校は253円、中学校は300円でございます。なお、今回承認されました新事業では約1,000万円の増額となっておりますので、それに伴って児童生徒への1食当たりの補助額がふえております。なお、補助のない教職員につきましては2円程度値上がりとなる予定です。3点目、学校給食申込書についてでございます。平成20年度より給食費の滞納対策として、学校給食申込書の提出を年度当初、保護者にお願いしておりましたけれども、本年度はこのような計画停電が開始されている中での給食ということになりますので、計画停電が、見通しとしてはまだ続くかもしれません、一度終了した時点では、通常の給食が可能になった時点で改めて提出をしていただくということにさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○ 吉岡職務代理者

ありがとうございました。次に(5)平成23年度市川市還暦式についてを説明してください。

○ 生涯学習振興課長

平成23年度市川市還暦式について、日程と会場が決定しておりますのでお知らせをさせていただきます。まず日程ですが、10月29日土曜日の午前中でございます。会場につきましては市川市文化会館の大ホールでの開催を予定しております。4月中に第1回目の実行委員会を開催いたしますので、詳細計画につきましては、また追ってお知らせをさせていただきますのでご承知おきください。以上でございます。

○ 吉岡職務代理者

ありがとうございました。私、聞き逃したかもしれませんけれども、去年の還暦式の後、この還暦式についてどう思うかとか、何かアンケートをとっているのですか。

○ 生涯学習振興課長

還暦式を実施した後の定例教委でもご報告させていただいていますけれども、アンケートをとらせていただいて、参加者については、皆さんよかったですというような回答をいただいております。

○ 吉岡職務代理者

本日の議事は以上でございますが、皆様から何かござりますか。

○ 公民館センター長

この議事日程には入っておりませんけれども、お手元にA3判の市川市菅野公民館の資料を配付させていただいております。並びに封筒の中に内覧会の開催についてのご案内をさせていただいております。ただいまから菅野公民館の進捗状況と内覧会の開催について報告させていただきます。菅野公民館は、先ほどにもありましたが、4月15日の使用開始に向けて、現在も最終の作業を行っている状況でございます。今後のスケジュールといたしましては、4月11日に工事完了検査を受けまして、4月14日午後1時から3時までの予定で地域の方々や関係者の皆さんを対象にいたしまして、内覧会を現在予定しております。私のほうからは以上でございます。

○ 指導課長

前回の3月の定例教育委員会におきまして、中村委員より不審者等の事故に関する情報提供の件数はどれほどであるかというご質問がございましたので、次回にお答えするということでございましたので報告申し上げます。昨年度の事故の報告件数と内容につきましては、少年センターに確認をいたしまして161件。ただし、情報の整理につきましては2月末現在の数字ということでございます。そのうち痴漢の被害であったりとか、露出の程度の悪質なものであったりとか、そういう重いものにつきましては、携帯電話にメール配信をいたしまして、22年度では21件のメール配信がございました。

それに加えまして、県教育委員会ですとか近隣市より凶悪的な事件のものにつきましては文書等での報告をいたしまして、その件数につきましては義務教育課、指導課合わせまして8件。包丁を持っている男がいるであるとか、高校生がナイフで切りつけられたとか、そういういた凶悪犯の存在が確認された場合の件でございます。以上でございます。

○ 吉岡職務代理者

中村委員、いかがですか。

○ 中村委員

ありがとうございます。

○ 吉岡職務代理者

もし計画停電が、この夏実施された場合、夏季の休みに入るまえの6月、7月あたりの停電時の対策を話し合うところは、教育委員会で持っていらっしゃるのですか。

○ 教育次長

この後、夏の暑さ対策を検討していくかと思っておりますが、まだその会議は開いておりません。それから計画停電につきましては、また東電のほうからご説明があると思っております。この4月の後半から5月あたりまでは計画停電をとめるという方向性が出ているようです。その後、去年のような暑さとなりますと、6月には空調が始まっておりましたので、それまでにソフト面で対応していく、あるいはハード的に窓をあけ放てるかどうかなど、対策を練っていかなくてはならないと思っております。学校教育部長とは、サマータイムではありませんが、授業の時間的な対応とともに検討せざるを得ないかと話しております。また5月の定例会のときには方針をお話しできればと思います。

○ 吉岡職務代理者

地域によって、例えば北のほうだとあけていても大分涼しいのではないかと思うのですよね。市川の南のほうは大分暑いのではないかと思います。地域差もあるので、いろいろな学校の校長先生を入れて、冷房の時期をどうするかとかを、話し合いしたほうがいいのではないかと思います。それと、もう一つ、信号がなくなりますから、学童の通学が非常に危険を伴うので、そういうときに警察との連絡だとか、または保護者の交通整理とか、早くから話し合わないとなかなかうまくいかないのでないかなと思います。なるべく早くいろいろ対応しておいたほうがいいのではと私は思っています。よろしくお願ひします。それでは、これをもちまして、平成23年4月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時6分閉会)

署名委員

委員長職務代理者

吉岡傳之

委員

五十嵐美子

委員

中村八一江